

「青少年の社会的ひきこもり支援職親事業」について

京都府 府民生活部 青少年課「チーム絆」

1. はじめに

社会生活を営む上で困難を有する青少年、とりわけ、自宅にひきこもる青少年が相当数存在するとされることは、大きな社会問題であり、京都府では、民間支援団体や事業所等と連携し、ひきこもりに悩む青少年や家族の支援に積極的に取り組んでいます。

今回ご紹介する「青少年の社会的ひきこもり支援職親事業」（以下「職親事業」という）は、その支援策のひとつであり、京都府内の事業所の協力を得て、ひきこもりからの回復期にある青少年に就労体験の機会を提供するものです。

2. 職親事業の概要

目 的

民間支援団体の活動に参加するなど、ひきこもりからの回復期にある青少年が、京都府青少年課や民間支援団体のフォローを受けながら、就労体験を行い、生活リズムの立て直しや働く意欲、自分への自信を取り戻し、その後の就職活動等に繋げてもらうというもの

京都府では、青少年課及び府内の民間支援団体が連携し、ひきこもりに悩む個人に、チームで寄り添い、パーソナルな支援を行う事業など、元気回復から社会参加まで、段階に応じた支援を行っています。職親事業は、この支援の段階の一つに位置付けられます。

この職親事業は、協力いただける事業所（職親）の下で、1日～1か月程度の就労体験に参加することにより、社会的自立を支援するものです。

ひきこもり経験者の中には、民間支援団体等が運営する居場所での共同体験などを踏まえても、いきなり実際の就労に至るにはハードルが高いことが多く、就労体験することで、そのハードルを乗り越える力を養うことがねらいです。「規則的な生活のリズムを整える」、「働ける体力を身に付ける」、「人付き合いに慣れる」、「働くことの充実感を覚える」など一人ひとりに合った目標を立てて、一步を踏み出す後押しとしての事業です。

対象者

- ◎ 居場所・作業所など民間支援団体等でのケアにより、元気を回復し、社会参加に意欲のある概ね15歳以上35歳程度までの青少年
- ◎ 現に、就学・就労といった社会参加がなく、自宅を中心とした生活が概ね6か月以上続いている方

ひきこもり期間を6か月以上としていることは、厚生労働省の旧ガイドライン「10代・20代を中心としたひきこもりをめぐる地域精神保健活動ガイドライン」に準じて定めましたが、これらの条件に厳密に当てはまらなくても、社会生活を営む上で困難を有する青少年には、調整するようにしています。

体験コースと財源

- ◎ 3種類の体験コースがあります。
 - ①通常体験（概ね1か月に80時間）：事業所・京都府・民間支援団体が協定書締結
 - ②短期体験（概ね2週間に40時間）：事業所・京都府・民間支援団体が協定書締結
 - ③お試し体験（1日）：協定書の締結は省略（京都府から事業所へ受入依頼書を交付）

- ◎ 受け入れ事業所への協力金（①50千円、②25千円、③5千円）及びインターンシップ保険料は、京都府の一般財源を充当

体験コースは、「通常体験（1か月）」、「短期体験（2週間）」、「お試し体験（1日）」の3種類です。最長6か月まで継続更新できることとしています。

当事者のニーズや適性等に応じて、職種やコースを調整しますが、「継続していくことができるだろうか」、「どんな仕事に向いているか分からない」など、踏み出すことに不安を感じている当事者には、まず、「お試し体験（1日）」を勧めています。

受け入れ事業所には協力金を支給しますが、体験者に賃金等はお支払いしていません。体験中の事故等に対応するため、京都府の負担で保険に加入しています。

実績

年 度	18	19	20	21	
職親体験者（人）	1	14	24	48	→（年度毎の実人員）
職親登録事業所（団体）	15	36	81	102	→（年度末事業所数）

職親登録事業所、民間支援団体との連携の下、事業が次第に浸透し、体験者は年々増加しています。日頃の相談業務を通じて築かれた人間関係をベースに、回復段階にある当事者の一步を踏み出す後押しとして、職親制度を紹介しています。また、受け入れ事業所との調整のほか、状況に応じて体験への同行などを行っています。

体験者からは、「最初は業務内容に慣れず戸惑ったが、次第に慣れて有意義であった」、「親切に指導をしてもらった」、「自分に少し自信が持てるようになった」、「次のステップを考え

るきっかけとなった」などの声が寄せられています。

この職親事業を創設した平成19年2月以来、約3年間で実87人が就労体験に参加しましたが、体験によって規則的な生活リズムを取り戻すなどして、その後、実39人が就職や就学等に結びつきました。

なお、原則として、受け入れ事業所が、その後の就職先となることは想定していません。

事業所数内訳

<業種別>		<地域別>	
◎ 障害者・高齢者関係	30	◎ 京都市内	33
◎ 飲食・調理関係	20	◎ 南部（乙訓・山城）	22
◎ 製造・建築関係	17	◎ 南中部（南丹）	13
◎ 小売関係	7	◎ 北中部（中丹）	30
◎ 農業関係	6	◎ 北部（丹後）	4
◎ 整体・美容業・スポーツ関係	6	計	102
◎ 自動車・バイク関係	3		
◎ 出版印刷業・軽作業関係	3		
◎ その他	10		
計	102		

*平成21年度末現在

事業開始当時は、協力いただける事業所も少なかった（平成18年度 15事業所）のですが、その後、受け入れ事業所を募集するなどの広報を重ねることにより、次第に理解のある事業所が増え、平成21年度末には102の事業所が登録されるに至りました。

職親登録事業所の業種は多様であり、青少年のニーズに合うよう幅広い分野の事業所に登録をいただいています。

また、地域別では、政令市である京都市内を含め、府内全域の事業所が登録されています。今後も、多くの事業所のご理解、ご協力の下、きめ細かな支援を図ってまいります。

職親事業所は、事業所自らの申請のほか、ひきこもり支援を行っている民間支援団体からの紹介により登録しています。また、最近では、青少年が希望する業種を受けて、青少年課が直接、関係事業所に協力依頼を行うこともあります。

ロゴマーク

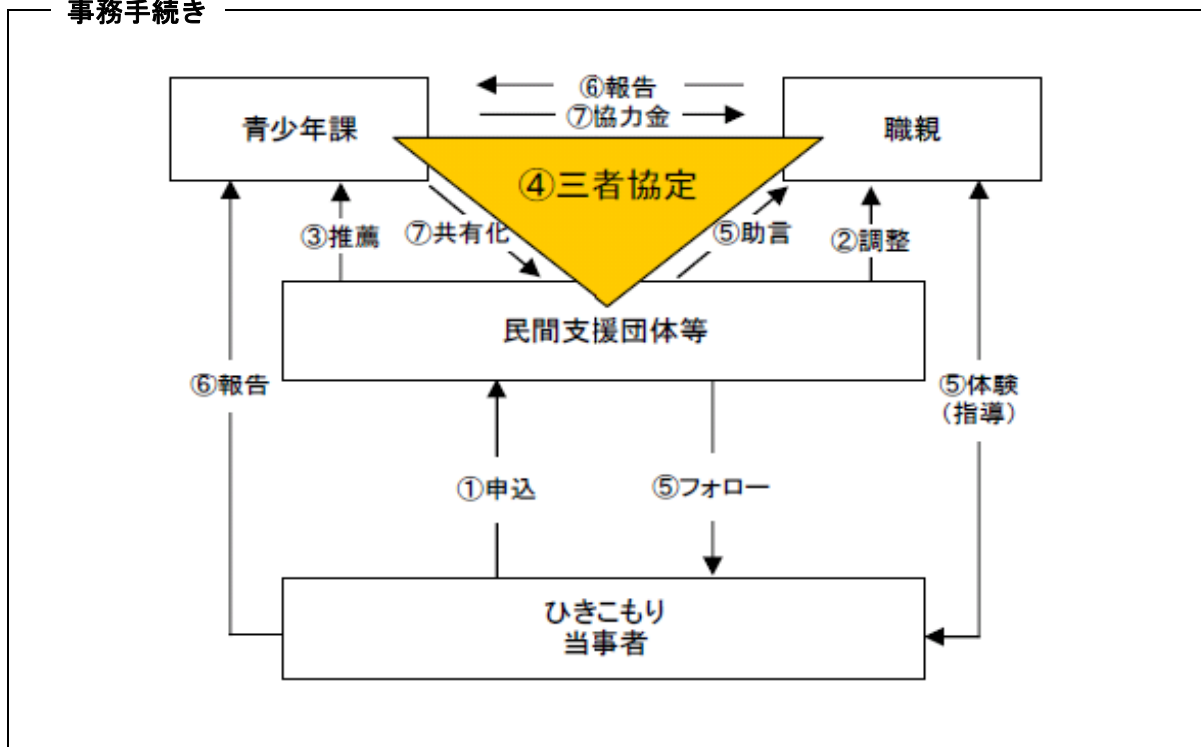


民間支援団体（NPO法人 京都オレンジの会）からデザイン提供を受けたものです。
職親事業所への登録証に使用しています。

ひきこもりに対する理解と、青少年への愛情を持って、就労体験を受け入れる職親の包み込むような優しさを表現しています。

また、青少年の心情に配慮し、状況に応じて「ひきこもり」という言葉を用いない形での紹介もしています。

事務手続き



以下に、事務手続きのフローを記します。（「青少年の社会的ひきこもり支援職親事業実施要綱」）

- ① ひきこもり当事者は、民間支援団体等へ申込
- ② 民間支援団体等は、申込者の回復状況等を判断の上、受入可能な職親を調整
- ③ 民間支援団体等は、就労体験が有効と考えられれば、京都府（青少年課）へ推薦

- ④ 青少年課、職親、民間支援団体等との間で体験に係る役割等について三者協定を締結
- ⑤ 就労体験の実施。職親は、就労に必要な知識・技能等を体験者に指導、民間支援団体等は、体験者をフォローするとともに、職親に助言
- ⑥ 職親及び体験者は、体験の結果等を青少年課に報告
- ⑦ 青少年課は、職親に受入協力金を支払い、得たノウハウを民間支援団体等と共有化し、以後の指導に活用

このように、青少年課、職親、民間支援団体という三者での協定が原則ですが、居場所など民間支援団体等の取組への参加を経していない場合は、青少年課と職親のみの二者協定となります。

3. おわりに

職親登録事業所の方々は、ひきこもり支援に対する理解とその自立支援に向けて熱意をお持ちで、青少年に対して極めて温かく接していただきます。この取組に携わる中で、ひきこもりに悩む青少年や御家族を社会全体でサポートすることの重要性、地域に社会資源たり得る存在が豊富にあることを、日々認識させられます。

今回、京都府の職親事業が、多少なりともご参考になれば幸いです。

HP: <http://www.kyoto-hikikomori-net.jp/>